

## 水質総量規制制度について

### 1. 総量規制制度の概要

#### (1) 経緯

水質総量規制制度は、昭和 53 年に水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により導入されており、人口、産業等が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域について、生活環境保全に係る水質環境基準の確保を目的として、当該水域の水質に影響を及ぼす地域から発生する汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減しようとする制度である。

これまで、東京湾、伊勢湾、および瀬戸内海において、昭和 54 年から化学的酸素要求量 (COD) を対象に、また、第 5 次からは窒素含有量及びりん含有量を新たな対象項目に加え実施されている。

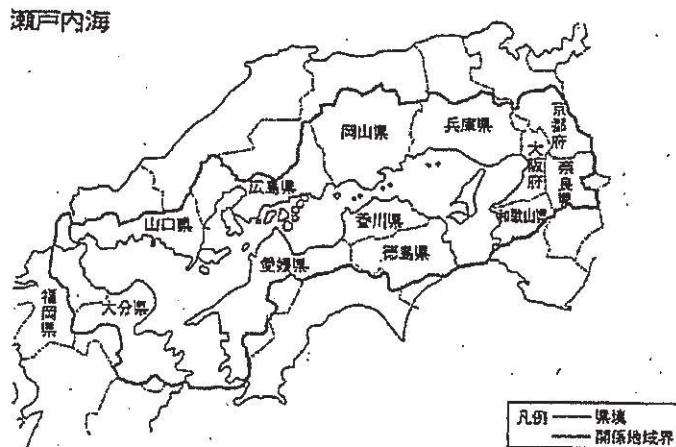
#### (2) 制度の特徴

- ① 都府県の定める総量削減計画に基づき、計画的に汚濁負荷量を削減する。
- ② 排水の規制は濃度ではなく、汚濁負荷量（排水濃度×排水量）で規制する。
- ③ 規制のみでなく、下水道の整備等の事業の実施、小規模事業場に対する指導の実施等の施策を総合的に推進する。
- ④ 東京湾、伊勢湾、および瀬戸内海に面した地域のみならず、その水域に関係する内陸部も対象とする。

### 2. 対象水域、対象地域

対象水域である瀬戸内海とは、一体的に環境の保全を図る必要がある海域として、豊後水道及び響灘の一部が含まれている。

また、対象地域は内陸府県である京都府、奈良県を含む 2 府 11 県から成り、香川県は全域が指定地域に定められている。



## 水質総量規制制度の骨格

### 【総量削減基本方針】(水質汚濁防止法第4条の2)

- 指定水域毎に環境大臣が策定  
(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海)
- 削減目標量の設定等  
(COD、窒素含有量、りん含有量)

### 【総量削減計画】(水質汚濁防止法第4条の3)

- 都府県毎に知事が策定し、環境大臣に協議し、同意を得る
- 発生源別の削減目標量及び削減の方途等

### 【事業の実施】

- 下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の整備
- し尿処理施設の整備
- その他

### 【総量規制基準による汚濁負荷量の規制】

- 排水量が 50 m<sup>3</sup>/日以上の工場・事業場について遵守義務
- 汚濁負荷量の測定義務

### 【汚濁負荷量削減の指導等】

- 小規模事業場、未規制事業場 等

### 3. 総量規制基準

総量規制基準は、指定地域内事業場（【指定地域内事業場（総量規制基準適用事業場）について】参照）から排出される排出水の汚濁負荷量について定める1日当たりの許容限度である。

総量規制基準が適用される事業場は、指定地域内にあって1日当たりの平均的な排出水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場である。

#### 【総量規制基準に係る算式】

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（総量規制基準：kg/日）

C：都道府県知事が定める基準適用値（mg/l）

Q：特定排出水の量（m<sup>3</sup>/日）

Cは、知事が環境省の定める業種その他の区分ごとの範囲内において定める（=総量規制基準の設定）。

- （備考）① 特定排出水とは、公共用水域に排出される水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。
- ② 新増設の施設は既設の施設に比べ、より高度の汚水処理技術の導入が可能であるため、新たに特定施設が設置された指定地域内事業場及び新たに設置された指定地域内事業場については、より厳しい総量規制基準を定めることができる。
- ③ Cの値が業種等により、また、特定排出水量が工場等によって、それぞれ異なるため、総量規制基準は工場ごとに異なる。